

第2次平川市 男女共同参画推進プラン

～互いに認め、支えあう、^{ひと}男女がきらめく平川市～



平川市

は　じ　め　に

政府は、男女共同参画社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定し、これに基づき、翌年12月には男女共同参画基本計画を策定しております。平成22年12月には第3次男女共同参画基本計画を策定し、より実効性のある計画として、関係機関と連携し、その推進力を一層強化していく必要があるとしております。

平川市においても、性別に関わりなく人権が尊重され、男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、平成19年3月に「平川市男女共同参画推進プラン」を策定し、様々な取組みを行ってきました。今後もその取組みを継続し、より総合的・効果的に施策を推進するため、市の施策を体系的にまとめた「第2次平川市男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

プラン策定にあたっては、政府の第3次男女共同参画基本計画の目指すべき方向性を念頭に置き、平川市男女共同参画推進会議において、今後の活動に必要な取組みを検討していただきました。

今後とも、プランの推進にあたり、市民や民間団体と市がそれぞれの役割を認識し、連携・協力し合って進めていくことが重要です。プランに対する皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、ご提言いただきました平川市男女共同参画推進会議の委員の皆様をはじめ、ご尽力いただきました関係者の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成24年3月

平川市長　大　川　喜代治

目 次

第1章 基本方針	1
[1] 計画の趣旨	1
1. 男女共同参画社会の実現に向けて	1
2. 計画の必要性	1
3. 国・県の動きと平川市における男女共同参画の取組	2
4. 性格・期間	3
第2章 基本構想	4
[1] 計画の基本的な考え方	4
1. 基本理念	4
2. 基本目標	5
[2] 計画の体系図	8
第3章 基本計画	9
[基本目標Ⅰ] 男女共同参画社会の実現のための制度や慣行の見直し・意識の改革	9
重点項目①男女共同参画の啓発の推進	9
重点項目②男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	9
重点項目③政策・方針決定の場への女性の参画推進	10
[基本目標Ⅱ] 仕事と家庭・地域生活の両立支援	12
重点項目④男女の仕事と生活の調和	12
重点項目⑤地域生活における男女共同参画の推進	13
[基本目標Ⅲ] 雇用・就労の場における男女共同参画の推進	14
重点項目⑥雇用・就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保	14
重点項目⑦農林業及び商工業等自営業における労働環境の改善	15
[基本目標Ⅳ] 男女の人権の尊重と生涯にわたる健康づくりの推進	16
重点項目⑧女性、高齢者及び児童に対する暴力の根絶	16
重点項目⑨生涯にわたる健康づくりの推進	17
第4章 連携・推進体制	18
[1] 連携体制の整備・強化	18
1. 住民と行政、住民同士の連携	18
2. 国・県との連携	18
[2] 推進体制の整備・強化	18
1. 平川市男女共同参画推進会議の機能発揮	18
2. 平川市男女共同参画検討会議の機能発揮	18
◇参考資料	
・男女共同参画社会基本法	19
・平川市男女共同参画推進会議設置要綱	22

第1章 基本方針

〔1〕 計画の趣旨

1. 男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会の実現とは、地域、家庭、職場、学校などにおいて、男性と女性が対等な立場で生きていくことができるよう社会のあらゆる分野における活動に男女が共に参画する機会が確保され、共に責任を担うべき社会をつくることであり、市民、事業者、行政などあらゆる立場の人に必要とされる重要な課題です。

男女共同参画社会の形成には、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」と個人の生き方の選択を狭めてしまうような決まりを押しつけず、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会を目指す必要があります。

2. 計画の必要性

市では、平成19年3月に「平川市男女共同参画推進プラン」を策定し、平成19年度から平成23年度までを計画の期間として、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組みを行ってきました。

しかし、依然として男女共同参画社会の実現が達成されたとは言い難く、今後も引き続き取り組んでいくべき問題であると考えます。

また、経済・社会情勢の変化は絶えることがなく、少子高齢化の進展、雇用形態の多様化やそれに伴う生活形態・生活習慣の多様化が進み、それらの変化に対応した取組みを今後も継続していかなければなりません。

そこで、平成24年度以降も、23年度までの平川市男女共同参画推進プランの基本理念を継承し、平川市長期総合プランの後期基本計画（平成24年度から平成28年度）との調整を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを実施するため、「第2次平川市男女共同参画推進プラン」を策定することとしました。

男女共同参画の取組みは「女性の社会参加の促進を目的とした活動」から「男女が共に参画して社会づくりを進めるための活動」へと転換してきましたが、依然として、男女共同参画は女性の問題ととらえられている部分もあるため、女性だけのためのものではなく、男性にとっても生きやすい社会であると認識することが重要です。将来にわたって豊かで安心できる社会を築いていくためには、男性と女性があらゆる分野で対等なパートナーとして参画する必要があります。

このような男女共同参画社会の実現に向けては、教育・福祉・保健・産業など幅広い分野にわたって、市民、事業所、行政が連携をとりながら体系的な施策の推進を要します。

3. 国・県の動きと平川市における男女共同参画の取組

国では平成11年6月、国・地方公共団体・国民における、男女共同参画社会の形成に関する取り組みや責務を明らかにした「男女共同参画社会基本法(*)」を制定しました。この基本法に基づいて平成12年12月には「男女共同参画基本計画」を、平成17年12月には「第2次男女共同参画基本計画」を、平成22年12月には「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の推進を図っています。

県においても、平成12年に「あおり男女共同参画プラン21」を策定し、平成13年7月に「青森県男女共同参画推進条例」を制定、同年11月に知事の附属諮問機関として「青森県男女共同参画審議会」を設置しています。

また、平成14年6月に「あおり男女共同参画プラン21 [改訂版]」を発行し、県の男女共同参画の推進に関する基本計画としており、平成19年3月にこの改訂版を改定するなど、積極的な取組みが行われています。

合併して平川市が誕生する以前は、旧平賀町において平成8年に「平賀町女性アクションプラン21」を、また旧尾上町においては平成13年に「尾上町男女共同参画推進計画」をそれぞれ計画期間を10年間として策定し、男女共同参画に関する施策の推進を図ってきました。旧碓ヶ関村においては男女共同参画に関する基本計画はないものの、村内の世帯に毎月配布される広報紙において男女共同参画コーナーを設け、意識醸成に努めてきた経緯があります。

合併後、平川市においても男女共同参画社会の実現へ向けた取組みを重要と考え、住民の方の代表により構成された平川市男女共同参画推進会議において、今後の取組みを検討いただき、平成19年3月に「平川市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

.....

■男女共同参画社会基本法■

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに責任を担う男女共同参画社会を形成するための基本方針や理念を示す法律。平成11年6月公布、施行。(19ページ参照)

.....

4. 性格・期間

①計画の性格

平川市が男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示すものが、この「第2次平川市男女共同参画推進プラン」です。

あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な指針となるものです。

②計画の期間

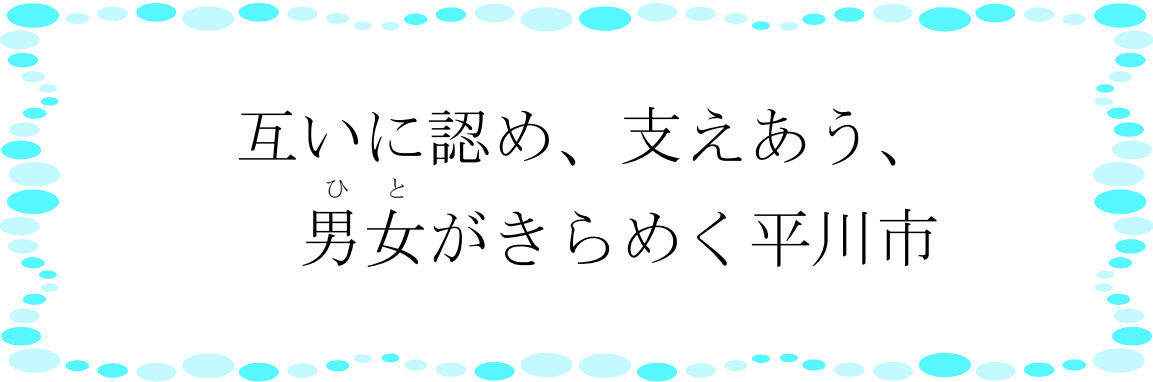
この計画の期間は平成24年度から平成28年度までの**5年間**とします。

ただし、急激な社会情勢の変化などに即し、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 基本構想

〔1〕計画の基本的な考え方

1. 基本理念



互いに認め、支えあう、
ひと
男女がきらめく平川市

平川市ではこの基本理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けて、男性と女性が互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく自分らしさを十分に生かしながら、一人ひとりが生活面や、精神的、経済的において自立することを基礎とする、男性と女性が対等なパートナーである社会をめざします。

2. 基本目標

平川市では、次の4点を基本目標として掲げ、男女共同参画のまちづくりを進めます。

《基本目標Ⅰ》

男女共同参画社会実現のための制度や慣行の見直し・意識の改革

男女共同参画社会とは、男女が性別にかかわらず、地域、家庭、職場、学校などあらゆる場面において、対等な立場で、均等な参画の機会が確保される社会のことです。この男女共同参画社会の実現を目指すには、これまでの社会制度や慣行の見直しとそのための意識改革が必要です。

今般の多様な家族形態、生活様式に対応するため、男女の多様な活動による豊かな社会を形成していくためには、これまでの制度や慣行の見直しと、そのための男女の多様な視点、考え方が必要となってきます。

また、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っているため、様々な分野へ女性が進出する障害となっており、同時に、男性の長時間労働などにより家庭での育児参加や地域活動への参加の障害となっていることがあります。

これらを解消するため、一人ひとりの意識改革、社会全体における男女共同参画に関する機運の醸成が必要と考え、男女共同参画に関する調査、情報収集体制の充実を図り、市民各層に向けた幅広い啓発活動を進めます。

(重点項目) ①男女共同参画の啓発の推進

②男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

③政策・方針決定の場への女性の参画推進

《基本目標Ⅱ》

仕事と家庭・地域生活の両立支援

男女が、相互の協力のもとに、家事、育児、介護など家庭生活における役割を果たしながら、仕事や地域社会における活動が両立できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けて、子育てや介護を社会全体として支援できる体制づくりを進めるとともに、男性も家事や育児・介護に取り組みながら、男女ともに安心して働き続けることができる環境づくりを推進します。

また、町会や地域団体等の活動への積極的な参加を促進するため、男女がそれぞれの個性と能力を社会のあらゆる分野において発揮できる環境づくりを進めます。

さらに、男女がともに自立し、いきいきとした生活や充実した社会活動を行うためには、

生涯学習など自己実現のための学習環境が必要です。それぞれの個性と能力を磨き、社会参画ができるよう、多様な学習機会の提供や自主学習活動への支援など学習環境の充実を図ります。

(重点項目) ④男女の仕事と生活の調和

⑤地域生活における男女共同参画の推進

《基本目標Ⅲ》

雇用・就労の場における男女共同参画の推進

雇用・就労の場において、男女に平等な雇用機会・就労待遇が確保されることは、男女がともに自立し、生活の経済的基盤を築くために必要不可欠なことです。

これに対し、男女雇用機会均等法^(※)や育児・介護休業法^(※)の改正などで法律による体制は整えられつつありますが、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が残っているため、女性は結婚、出産などを機に、仕事から離れる傾向が依然として残っています。

また、農業・自営業を営む家族において、女性は家事・子育てなどの傍ら農作業や経営に携わり、家庭を支える重要な立場にありますが、その経済的な地位は決して高くないのが現状です。

これらのことから、男女の均等な就労機会と待遇を確保し、結婚・出産時などにおいても、安心して働き続けることができるよう、企業へ働きかけていくとともに、女性の経済的地位向上のため、女性の経営上の位置づけを明確にするなど、働きやすい環境の整備を推進します。

(重点項目) ⑥雇用・就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保

⑦農林業及び商工業等自営業における労働環境の改善

■男女雇用機会均等法■

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

募集・採用、配置、昇進などの雇用管理において、性別を理由とする差別の禁止や、婚姻、妊娠や出産を理由とする不利益な取り扱いの禁止、セクシャルハラスメント防止のための措置を事業主に義務付けるなど、働く人が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境が整備されることを目的とする。

■育児・介護休業法■

正式名称は「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。

労働者が働きながら、子の養育や家族の介護を行うことを容易にするための環境を整備し、その雇用の継続を図るものである。

《基本目標Ⅳ》

男女の人権の尊重と生涯にわたる健康づくりの推進

性別にかかわらず、人権が守られることはあらゆる人にとって当然の権利であり、それが脅かされるようなことがあってはなりません。

これに対し、女性に対する暴力は人権侵害であり、撲滅すべき問題です。しかし、配偶者などからの暴力（ドメスティックバイオレンス）による被害が取りざたされるようになり、その被害者は女性である場合が多く、男女共同参画社会の実現に向けては、克服すべき重要な課題です。近年では、子どもや高齢者など社会的弱者に対する暴力もまた大きな社会問題になっています。

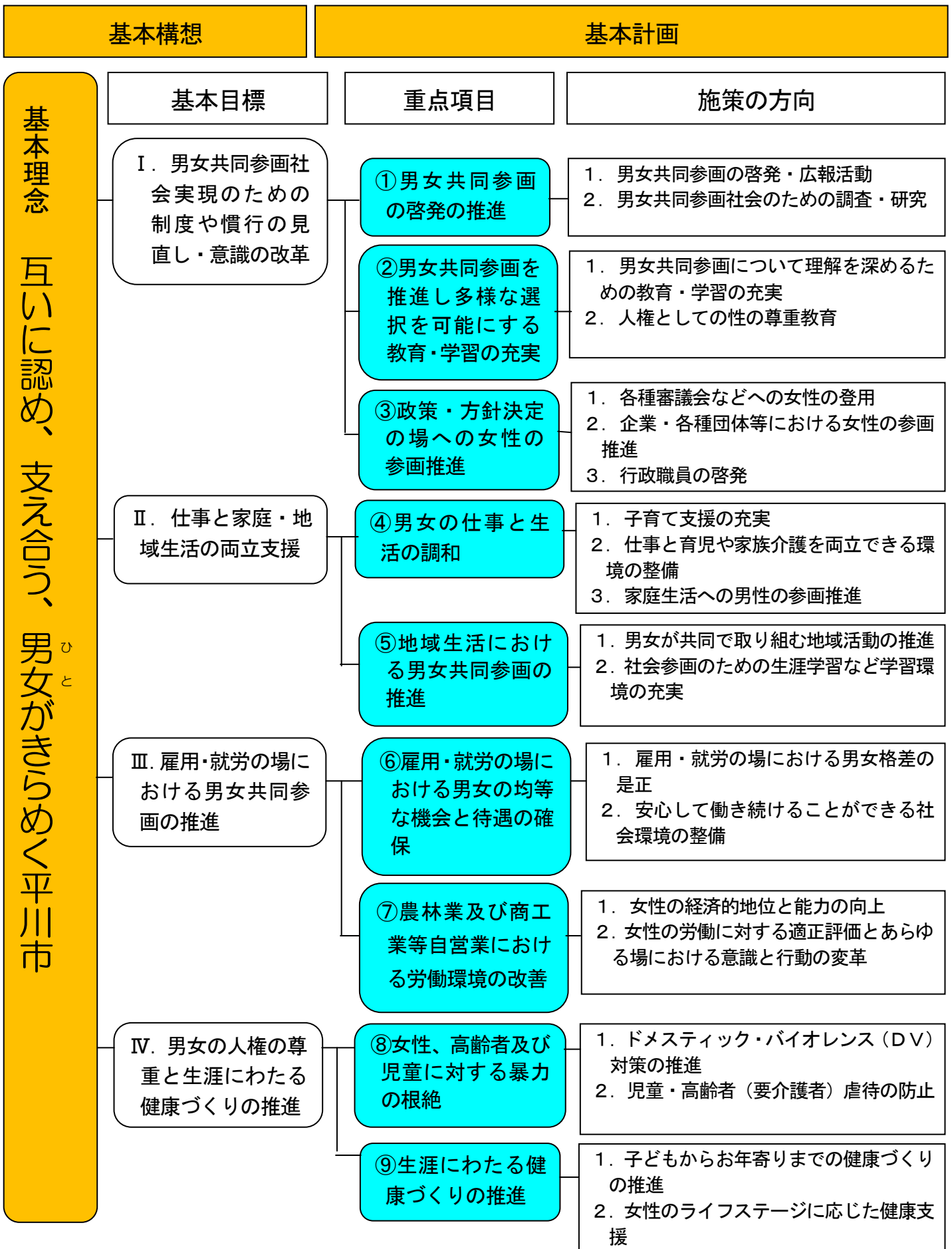
また、男女がともに自立し、いきいきとした生活や充実した社会活動を行うためには、生涯にわたる健康の保持・増進が不可欠です。その上、女性には思春期、妊娠・出産、更年期、高齢期と生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題を抱える場合があります。

このような状況をふまえ、暴力を根絶するための予防啓発活動や相談・支援体制を充実するとともに、保健、医療、福祉の連携を図り、生涯を通じた健康づくりを支援します。

（重点項目）⑧女性、高齢者及び児童に対する暴力の根絶

⑨生涯にわたる健康づくりの推進

[2] 計画の体系図



第3章 基本計画

〔基本目標Ⅰ〕 男女共同参画社会実現のための制度や慣行の見直し・意識の改革

重点項目① 男女共同参画の啓発の推進

男女共同参画社会実現のためには、一人ひとりが意識してこれに取り組んでいく必要があります。しかし、依然として、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識が人々の意識の中に残っており、その妨げとなっています。この意識は、長い年月をかけて作られてきたもので、時代や生活様式の変化とともに変わりつつあるようですが、いまだに根強く残っています。

社会情勢の変化とともに、市民の生活も多様化しています。核家族化、共働き世帯、未婚・離婚の増加など、家族の形態も様々でその生活様式も多様化しています。各世帯が集まって作りあげてきた地域の社会制度や慣行から、各個人が集まって形成する地域社会に対応した制度や慣行に移行していく必要があります。ここでも、性別にとらわれない制度や慣行への見直しが必要です。

性別により差のある社会制度や慣行のままでは、次代を担う子どもや若い世代にも影響を与え、彼らの世代においても男女共同参画に対する意識が形成されないと考えられます。また、男女共同参画は女性だけの問題ではなく、男性にとっても重要であり、男女ともにより暮らしやすくなるためのものであるとの理解が必要です。そのため、あらゆる分野・場面において男女共同参画の考え方を取り入れていく必要があります。そこで、まずは市民の意識改革のために、男女共同参画に対する認識を深めてもらえるよう、男女共同参画に関する広報・啓発を積極的に進めていきます。

《施策の方向》

- 男女共同参画の啓発・広報活動
- 男女共同参画社会のための調査・研究

重点項目② 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現とは、一人ひとりが自立したうえで、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることであり、それを可能とするための基礎や意識が教育・学習により築かれます。

男女ともに人権が尊重される男女共同参画社会について、より理解を深めてもらうためには、家庭、学校、職場、地域社会において、人権の尊重と男女平等についての教育・学習の充実を図ることが必要です。また、次代を担う子ども達が、自分の個性と能力を発揮できるよう、男女共同参画を理解するための教育・学習が必要です。

人権が守られ、男女平等であることは、身体的・精神的・社会的に安心な状態であり、男女共同参画社会の前提となります。

一人ひとりが自立したうえで、お互いの能力を高め合う社会を築くためには、性別にとらわれず、男女ともに色々な活動に参画する機会が確保されることと、そのための意識を持つことが重要です。

お互いの人権を尊重し、男女が主体的に多様な選択ができるようになるために、どのようなことが問題となり、どのような解決策があるのかを一人ひとりが学び、考えることで、お互いを正しく理解し、尊重できる意識を醸成するための教育・学習を推進します。

＜施策の方向＞

○男女共同参画について理解を深めるための教育・学習の充実

○人権としての性の尊重教育

重点項目③ 政策・方針決定の場への女性の参画推進

「平川市男女共同参画推進プラン」において、市の政策や方針を協議する機関である各種審議会、執行機関（委員会）、さらには市内の民間企業や地域の各種団体において女性の参画を推進していくとしていましたが、これら政策・方針決定過程の場での女性の参画は、まだ十分とは言えません。

家庭・職場・地域社会のどの場面においても女性は大切な役割を果たしており、時代の変化とともに女性の参画が進んできてはいますが、ここでも固定的性別役割分担意識が障害となり、十分に参画が進んでいないのが現状です。

社会情勢や雇用形態などの変化から、様々な家族形態や生活様式が生まれており、これに対応するためには、男性だけの視点からではなく、新たな視点の導入が必要となります。そのため、政策や方針を決定する場において、女性の参画を進めていくことが重要です。

これには、女性に対する男性の意識改革も必要ですが、女性自身にも進んで参画していく意識が必要です。

そこで、市の各種審議会等委員については、女性委員の構成比率30%以上を目標とし、女性の登用に努めるとともに、市内の民間企業や地域の各種団体において女性の参画促進の必要性について啓発していきます。

また、行政職員においては、各種審議会などの委員に女性の登用を進めていくことのほ

か、全ての業務において男女共同参画の視点を持ち、男女に中立的な立場で業務を遂行していかなければなりません。

市職員が男女共同参画社会の形成に寄与するよう、男女共同参画の重要性を認識するための研修などを実施し、啓発していきます。

《施策の方向》

- 各種審議会などへの女性の登用
- 企業・各種団体等における女性の参画推進
- 行政職員の啓発

【基本目標Ⅱ】仕事と家庭・地域生活の両立支援

重点項目④ 男女の仕事と生活の調和

仕事は生きていく糧として日々の生活を支え、なくてはならないものですが、同時に家庭での家事や育児、地域活動もまた生活になくてはならないものです。しかし現実には、安定した仕事に就けなかったり、あるいは仕事中心の生活で、家庭での子育てや介護に時間が割けなかったりと、仕事と生活の両立に悩んでいる人が多く見られます。

また、家族形態や生活様式、雇用形態が多様化し、共働き世帯の増加など、市民の生活が多様化している今日において、働き方は依然として、「男は仕事、女は家庭」という世帯を前提にしていることが、仕事中心の生活や長時間労働などを生み、家庭生活や地域活動への参画の障害となっているようです。この固定的性別役割分担意識は、男性により強く残っており、男女共同参画が男性の問題でもあるという認識が低いといえます。

このような環境が継続すれば、結婚や育児に対する不安が増し、未婚者の増加やそれに伴う少子化をより一層進めていく原因の一つとなることも考えられます。

また一方で、働く男性・女性において、仕事をしながら家事・育児など家庭生活を充実させようと取り組んでいる人、地域活動へ率先して参加する人など、仕事と家庭生活・地域生活の両立に取り組んでいる人も見られます。

国では、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定し、仕事と生活の調和の実現に向けて、官民一体となって取り組んでいくとしています。また同時に「仕事と生活の調和のための行動指針」を示し、仕事と生活の調和が実現した社会に必要なとされる条件と、企業や国民の効果的な取り組みや国、地方公共団体の施策の方針について定めています。この指針の中で、地方公共団体の取り組みとして、多様な働き方に対応した多様な子育て支援や、地域の実情に応じて、育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤を形成するなど記載されており、その取り組みが求められています。

これらのことから、平川市においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性について周知していくとともに、男女の仕事と家庭生活の両立支援のため、子育て支援サービスや介護サービスの充実を推進し、特に男性への意識啓発と家事、育児、介護など家庭生活への参画を推進していきます。

《施策の方向》

- 子育て支援の充実
- 仕事と育児や家族介護を両立できる環境の整備
- 家庭生活への男性の参画推進

重点項目⑤ 地域生活における男女共同参画の推進

町会活動、子ども会活動などの地域活動においては、住民によるまちづくりを進めていくという点で、地域にとって重要な役割を果たしています。各地域の男性も女性もこの活動に参加しているようですが、責任者は男性が務めていることが多いようです。

女性が女性構成員だけの責任者ではなく、全体の責任者になるためには、周囲の人の固定的性別役割分担意識の解消と、男女が共同で取り組むという意識が必要です。それぞれの地域に住むことに男女の区別がないように、地域活動にも男女が共同で取り組むことで、多様な視点からみたまちづくりに取り組むことができるという点でとても重要なことです。

家族形態や生活様式が多様化する中、住民主体によるまちづくりは、それに対応するための今後の行政運営にも必要な取り組みです。

男女が共に個性と能力を発揮できるよう、ボランティア活動や資格の取得、趣味や教養を身につけるなど様々な活動に参画するための基盤となるのが学習です。

また、男女共同参画社会形成のため、性別によって個人の生き方を狭めてしまうような決まりを押しつけず、男女の不均等をなくすためには、一人ひとりが男女平等の意識を持ち、男女共同参画の必要性を認識する必要がある、その基礎となるのが教育・学習です。

人権の尊重と男女平等を前提とする男女共同参画に関する教育・学習は、家庭、学校、地域などあらゆる場面で必要と考えられるため、その充実を図っていきます。

さらには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会参画するための生涯学習など学習機会の提供や自主学習の支援など学習環境の充実を図ります。

《施策の方向》

- 男女が共同で取り組む地域活動の推進
- 社会参画のための生涯学習など学習環境の充実

〔基本目標Ⅲ〕 雇用・就労の場における男女共同参画の推進

重点項目⑥ 雇用・就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保

女性の社会進出が進み、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など法整備も進められ、女性の雇用環境も改善されてきています。しかし、女性が継続して働きたくても、「女は家庭」という意識が根底に流れているため、結婚や出産を機に退職する人がいまだに多くみられます。また、退職した後の再就職も難しく、就職しても非正規雇用の場合が多く、男性よりも女性の方が非正規雇用の割合が高い状況から、女性の実質的な雇用環境改善には至っていないようです。

また、就労の場においては、女性管理職の割合が増加傾向にあるとはいえ、雇用管理の段階で、採用や配置などに男女間の偏りがみられ、勤続年数にも差が生じていることから、管理職への登用や賃金の男女格差を生み出し、依然として男女の均等な機会と待遇が確保されたとは言えない状況です。

仕事は男女ともに生活するためにはなくてはならないものであり、働くことによって自立し安定した生活を送ることは、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現には必要不可欠なものです。あらためて、男女の雇用における均等な機会と待遇の確保に向けて、市民、企業、行政が取り組んで行かなければなりません。

企業や市民へ向けて、法制度や市の雇用対策事業などの周知を図り、雇用の促進や労働条件、労働環境の改善を促進します。

また、性別によって実質的な就労条件、労働環境に差が生じないように働きかけ、男女が共にその能力を十分に発揮でき、安心して働き続けることができる労働環境を推進していきます。

〈施策の方向〉

- 雇用・就労の場における男女格差の是正
- 安心して働き続けることができる社会環境の整備

重点項目⑦ 農林業及び商工業等自営業における労働環境の改善

平川市では、基幹産業である農業に従事する女性が多く、農業及び商工業等自営業も含め、その経営は主に家族の労働によって成り立っています。その中で女性も重要な役割を果たしており、地域とも密着して、地域活動や地域経済に大いに貢献していますが、その労働に対しての評価が必ずしも高くないことがあげられます。また、女性の多くは労働のほかに家事・育児・介護などをこなし、休日も不規則で、労働環境が良いとは言えない状況にあり、そのために健康を害している人も少なくないようです。ここにおいても、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要になってきます。

農業等自営業者の経営においては、古くからの慣習が残り、固定的性別役割分担意識も手伝って、従事する女性に対して正当な労働の評価が行われていないことがあるようです。

以前から県や農協、商工会において、それぞれ女性団体を形成し、女性の社会的地位向上と地域活性化推進のため活動しており、農業、商工業の活性化には欠かせない存在となっています。

農家においては、家族経営協定（※）や認定農業者の夫婦共同申請など女性の地位向上のための手法や制度がありますが、これらの周知や浸透が効果的に進んでいない状況にあります。女性の経済的地位向上と経営上の位置づけを明確にするため、男女共同参画意識の啓発と家族経営協定の締結拡大を図るための効果的な周知を進めていきます。

《施策の方向》

○女性の経済的地位と能力の向上

○女性の労働に対する適正評価とあらゆる場における意識と行動の変革

.....

■家族経営協定■

家族農業経営において、世帯員をそれぞれ経営のパートナーとして位置づけ、当事者の話し合いにより、報酬や労働時間などを取り決めること。

.....

【基本目標Ⅳ】 男女の人権の尊重と生涯にわたる健康づくりの推進

重点項目⑧ 女性、高齢者及び児童に対する暴力の根絶

家庭で起こる暴力、虐待については、その被害が潜在的であった過去においては、社会での認識、理解が不十分でしたが、その暴力が顕在化し、広く知れわたるようになった現在においては、「児童虐待防止法」や「配偶者暴力防止法」、「高齢者虐待防止法」(*)と、これらに対応した法律が制定され、その防止に対する取組みが進められています。平川市においてもこの問題に対し、関係機関が相互に連絡を取り支援していくため、「中弘南黒地域DV関係機関支援連絡会議」や「配偶者暴力相談支援センター」、「平川市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置するなど、暴力、虐待の防止と被害者を支援するための取組みや体制の整備がなされてきました。

しかし、現在においても暴力、虐待に対しての社会全体の認識が十分であるとは言えず、また、特に性暴力においては、誰にも相談できないなど潜在的な被害が全くないとは言えません。

暴力、虐待は人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けては当然に根絶すべき存在として、社会全体で取り組んでいくべき課題です。

暴力を容認しないという認識を全市民へ啓発し、暴力に対する厳正な対応の強化と被害者の相談窓口の周知徹底を推進していきます。

《施策の方向》

- ドメスティック・バイオレンス（DV）(*) 対策の推進
- 児童・高齢者（要介護者）虐待の防止

■児童虐待防止法■

正式には「児童虐待の防止等に関する法律」。平成12年11月施行。従来、児童虐待へは児童福祉法により対応していたが、子ども虐待の存在が社会問題化し、児童虐待の早期発見と児童の適切な保護を行うことを目的とする法律。

■配偶者暴力防止法■

正式には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。平成13年10月施行。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

■高齢者虐待防止法■

正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」。平成18年4月施行。高齢者に対する虐待が深刻な状況を受け、虐待を受けた高齢者の保護、養護者による虐待を防止するための支援に対する措置などを定めた。

■ドメスティック・バイオレンス（DV）■

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されている。身体的な暴力のほか、日常的に罵る、無視するなどの精神的なものも含まれる。

重点項目⑨ 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯を通じて健康を保持することは、性別にかかわらず、自分らしさを生かしながら自立して生きていく男女共同参画社会形成のための前提となります。

男女が互いの身体的な違いをよく理解し、健康づくりについての知識、情報を得ることは、互いを思いやり、生涯を通じて自ら積極的に健康を維持していくために重要なことです。しかし、特に女性は妊娠や出産を経験することもあり、主にその時期の女性の健康を中心に捉え、生涯を通じての健康づくりが重要であるという認識が十分ではなかったようです。女性は妊娠・出産期のほか、思春期、更年期、高齢期など生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題を抱える場合があるため、その段階に応じた健康づくりが必要であることを男女ともによく理解することが必要です。

男女を問わず、心身ともに健康であることは、生きる糧となる仕事やゆとりのある家庭生活、自己実現のための社会活動などあらゆる場面において、生きるための基本となります。年齢や性別にかかわらず、あらゆる人の生涯にわたる健康づくりのため、健康教育や健康相談、予防活動など健康支援を推進し、地域保健の充実のため、その環境・体制づくりを進め、誰もが健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

《施策の方向》

- 子どもからお年寄りまでの健康づくりの推進
- 女性のライフステージに応じた健康支援

第4章 連携・推進体制

〔1〕連携体制の整備・強化

1. 住民と行政、住民同士の連携

平川市の男女共同参画を推進するためには、広範囲にわたる全ての施策に対して男女共同参画の視点を持ち、行政と民間団体や住民が一体となって取り組んでいく必要があります。そのためには、行政による総合的な調査、施策の企画立案とその実現に向けて、民間団体、住民の活動と連携・協力し合って進めていくことが重要となってきます。住民と行政、あるいは住民相互の活動のネットワークが広がるように積極的な情報の提供や交換、支援体制づくりに努めます。

2. 国・県との連携

国では男女共同参画に関わる様々な施策が展開され、法整備や計画等の策定・実施が積極的に行われています。また、青森県においても関係する調査・研究や様々な啓発事業を行っています。

これら国・県の取組み、そのほか国内における先進的な取組みを積極的に紹介し、市内の現状と比較、実施すべきかどうかなど、随時検討していきます。

また、近隣市町村との連携も深め、各自治体にある施設や実施されているサービスの活用を進めます。

〔2〕推進体制の整備・強化

1. 平川市男女共同参画推進会議の機能発揮

今後も平川市男女共同参画推進会議の設置を継続し、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、施策、市の取組みや推進状況の監視機関としての機能が最大限に発揮され、幅広い意見が反映されるように努めます。

2. 平川市男女共同参画検討会議の機能発揮

庁内組織として、総合的かつ効率的に男女共同参画の推進をめざします。庁内の取組み状況の把握や問題点の抽出を行い、改善していきます。

また、全ての市職員が男女共同参画に対する認識を高め、男女平等の視点を養い、各事業の実現に向けて男女が共同して取り組めるような体制づくりを進めるために情報の提供に努めます。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

改正 平成11年7月16日法律第102号

同11年12月22日 同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人

としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府

県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が阻害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係

各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認められるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日：平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

平川市男女共同参画推進会議設置要綱

平成18年1月1日告示第7号

(設置)

第1条 市は、女性も男性も互いの人権と人格を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、平川市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議し、結果を市長に報告する。

- (1) 「平川市男女共同参画推進プラン」の推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会実現のために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体から選出された者
- (2) 市又は県、国等の関係派遣事業に参加した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会について広く知識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、会長が必要と認めるときは、関係行政機関の職員又は専門の有識者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、特定の事項について調査審議する専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

第2次平川市男女共同参画推進プラン

～互いに認め、支えあ^{ひと}う、男女がきらめく平川市～

平 川 市

平成24年3月
